

事件，事故のことを子どもから どう聴き取ればよいか？

子どもへの司法面接

仲 真紀子

2017年3月27日発行 (Ver. 1.0) ●発行元：ちとせプレス

子どもが事件や事故の被害者や目撃者になることがある。しかし、子どもから適切に話を聞くことは、とても難しいようだ。そうした際の聞き取りの技法として注目されている司法面接について、第一人者の仲真紀子・北海道大学教授が解説します。

Section 1

はじめに

「シホウメンセツ」という言葉をお聞きになったことはあるだろうか。私は1990年台後半に「司法面接」に出会い、研究を進め、プロジェクトを立ち上げてトレーニング（研修）を行ってきた。日がな司法面接と向き合っているの、誰もが知っているように思えてくる。しかし、実は、「え、それなんですか?」と言われることも多いのである。

このたび、『子どもへの司法面接 ― 考え方・進め方とトレーニング』⁽¹⁾という書籍を刊行した。ここでは数回にわたって、司法面接とは何か、司法面接の背景、司法面接の外国事情などについて紹介したいと思う。

司法面接とは何か

司法面接を説明するとき、私はいつもこのように言う。

「司法面接とは、事件や事故の被害者や目撃者となった可能性のある子どもから、その出来事や体験について、法的判断にも活かせるような精度の高い情報を、より多く、子どもの心理的負担をできるだけかけることなく、聴取する方法です。」

長くなってしまったが、要は、

- ・被害者、目撃者となった疑いのある子どもを対象としている（近年は、大人も対象としている国もある）
- ・事件、事故等の出来事・体験の報告を得るための方法である
- ・証拠的価値の高い、精度の高い情報を得ることを目指す
- ・面接を受ける子ども（被面接者）の心理的負担を最小限にすることを旨とする

ということになる。

目撃・被害の記憶

なぜ、このような方法が必要なのだろうか。

事件や事故に巻き込まれた人から話を聞くことは、大変難しい。

突発的な事件は一瞬であったり、マスクやサングラスで犯人の顔がよく見えなかったり、あるいは、被害者が怖くて目をつぶったりするかもしれない。犯人がナイフを持っていたら、そこだけに注意が向いて、他のことは覚えていられないということもある。何があったかを刻銘に記憶することは難しく、犯人を識別したり、詳細に説明したりすることも困難である。

家の中で行われている虐待のような出来事の話を書くことは、また別の面で困難である。いつも殴ってくるのがお父さんであれば、人物の特定自体は難しくない。しかし、食器を片づけなかったと言っては殴り、帰りが遅かったと言っては叩き、テレビの音が大きいと言っては蹴る……。このような生活の中では、いつ、どのようなときに、お父さんが何をしたのかを個別に記憶し、思い出して報告することは難しい。「お父さんは乱暴な人だ」「気に食わないとすぐに怒る」「叩いたり、蹴ったり、殴ったりする」ということは「知って」いても、どの場面で何をしたのかを詳細に、具体的に「思い出す」ことは難しい。

話を聞くことの難しさ

子どもが事故を目撃したかもしれない、虐待被害にあっているかもしれないとなれば、大人は事件を解決するために、あるいは子どもを守るために、あれこれ話を聞きたい衝動に駆られる。

学校で、子どもが「家にいるのがつらい」と言ってきたらどうだろうか。打ち明けられた大人（例えば、教師）は心配のあまり、矢継ぎ早に次のように尋ねてしまうかもしれない。

「どうしたの？ 何がつらいの？」

「お家の人が何かした？」

「お父さん？ お母さん？」

「もしかして、お父さんが叩いたりしたの？」

「いつもお父さんに叩かれるの？」

口の重い子どもが、最後の問いにためらいがちに「……うん」と言ったらどうだろうか。

大人は通告した方がよいのか迷い、別の大人（例えば、上司）に相談するかもしれない。

この大人も「被害が確実でないと通告できない」と考え、根掘り葉掘り質問をしてしまうかもしれない。

「なんで叩かれたの？」

「え？ 何もしてないのに叩かれた？」

「そんなはずあるかなあ。お父さん、乱暴な人なの？」

「なんか、叩かれたって証拠になるようなものある？ そうか、証拠って言ってもわからないよね……」

「じゃ、何で叩くの？ 足？ 手？ 蹴ったりもするの？」

架空の会話であり、大げさに書いてはいるが、大人が心配のあまりあれこれ聞いてしまうということは、よくあることである。

こういった会話では、大人の発話の中に「お父さん」「叩く」「蹴る」「乱暴」「足」「手」「いつも」などの言葉が含まれている。子どもは自分の言葉では何も言っていないのに、いつの間にか「お父さんは乱暴な人で、子どもをいつも叩く。手や足で叩いたり、蹴ったりする」というようなストーリーができあがってしまうかもしれない。

「お父さん」と対峙できるか

話を聞いた大人は、子どもが身体的虐待にあっていると判断し、父親と対峙しようとするかもしれない。

しかし、ことは容易には運ばない。

「お父さんが、お父さんにいつも叩かれたり、蹴られたりする、と言っています」

「え？ 子どもがそういったという証拠でもあるの？」

「いや、ちゃんと録音してあるんですよ……」

とは言ったとしても（そして、実際録音されていたとしても）、上記のやりとりでは「大人が誘導した」と批判されてしまうかもしれない。

加えて、父親は、次のように反論してくるかもしれない。

「いつも叩かれる、って言ったけど、いつもって『いつ』のことなんですか」

「お父さんは『いつも』って言いましたよ」（実は「いつも」という言葉を最初に出したのは大人の側である）

「昨日ですか、一昨日ですか、それとも1週間前のことですか」

「さあ、そこまでは……」

「私はね、仕事でこの10日間出張で出かけてたんだ。叩けるはずがないじゃないですか」

「はあ……」

その結果、父親は「今度こんなことを言ってきたら、名誉毀損で訴えますからね」と息巻いて帰っていくかもしれない。そして家では、子どもに「先生に余計なこと言ったりしたら、もっとひどい目にあわせるからな」と脅しをかけるかもしれない。子どもは「もうこの話はできない」と沈黙の世界に入ってしまうかもしれない。

疑わしければ

司法面接では、子ども本人の言葉で、「（「いつも」のことではなく）特定の出来事について、できるだけ正確に、できるだけ多く話してもらうことを目指す。そして、子どもの報告は、原則として録音録画する。子どもが繰り返し話さなくてもすむように、また、言葉も、トーン、間も、表情も、動作もすべて記録できるようにするためである。

なお、上述の架空の会話では、大人が「虐待があったことを確認しなければ」と考えてしまった。しかし、児童虐待防止法は「虐待の疑い」があれば通告するように指示している（「虐待があった」ではない）。

この法律は、「児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを……市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならぬ」とし（児童虐待防止法、平成16年改

正), 守秘義務に関する法律の規定は、「通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない」とある(児童虐待防止法6条)。さらに、「学校の教職員, 児童福祉施設の職員, 医師, 保健師, 弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は, ……虐待の早期発見に努めなければならない」としている(同5条)。

子どもが「つらいことがある」と言ってきたならば「何かあった?」と尋ねる。子どもが「叩いた」と言えば「誰が?」と, 一言だけ質問する。「家の人」というような言葉が出たならば, それ以上根掘葉掘り聞くことはせず, 市町村の窓口や児童相談所に通告しよう。電話番号189にかけると, 24時間児童相談所に連絡することができる。

今回は, 通告を受けて行われる司法面接について取り上げます。

文献・注

- (1) 仲真紀子編(2016)『子どもの司法面接 ― 考え方・進め方とトレーニング』有斐閣

Section 2

事実について報告を求める

子どもが虐待の被害者, 目撃者等となった「疑い」があるならば, 何かあったかを話してもらう必要がある。今回は, 事実確認のための面接の流れについて述べることにする。

録音・録画

前回事述べたように, 司法面接は, 原則として録音・録画する。

そのため, 隣り合った2つの部屋を用意し, 一方の部屋では面接者が子どもと1対1で面接を行う。また, 隣の部屋では, バックスタッフ(後ろに控えている人)が面接室の様子をモニターする。虐待が疑われるようなケースでは, 児童相談所の職員, 警察官, 検察官などがチームを組み, 1人が面接者となり, 残りはバックスタッフとなって面接を支援する, というようなことが行われる。面接者もバックスタッフも, どちらも重要な役割を担う。

自由報告

多くの誘導・暗示が面接者の言葉によって伝えられる。そのため, 事件や事故について話してもらうとき

には, 子どもに自発的に, 自分の言葉で話してもらうことが重要である。このような自分の言葉による報告を「自由報告」または「フリー(自由な)ナラティブ(語り)」という。

「××に叩かれたの?」

「うん……」

ではなく,

「何かあった?」

「叩かれた」

「そうか, 誰に, 叩かれた?」

「××……」

と, 本人の言葉で言ってもらう必要がある。

上のような重要な事柄が語られたならば, 「では, ××に叩かれたときのことを, 最初から最後まで, 全部話して」と自由報告を求める。加害した(可能性のある人)や, 加害が疑われる内容については, 特に子ども本人の言葉が重要である。面接者が先まわりして言うことのないようにしなければならない。

オープン質問

オープン質問(開かれた質問)は, 自由報告を引き出しやすいことが, 多くの研究により確認されている。オープン質問とは, 次のような質問をいう。

- ・誘いかけ: 「何かあったか, 最初から最後まで, 全部話してください。」
- ・時間分割: 「(子どもが言ったことの) 前には, 何かありましたか?」「(子どもが言ったことの) あとには何かありましたか?」
- ・手がかり質問: 「(子どもが言ったこと) を, もっと詳しく話してください。」
- ・それから質問: 「(子どもが言ったことに関し) それからどうなりましたか?」「そのあとはどうなりましたか?」

ご覧のように, 子どもが話したことを中心に, その前, その後を埋めてもらったり, 子どもの言ったことをもっと詳しく話してもらったりする。

面接の構造

面接は, 子どもの自由報告を引き出しやすいように, 以下のように緩やかに構造化されている。

1. 子どもに挨拶をし, 面接の目的を述べる。
2. 面接を開始するにあたり, 約束事を述べる。約束事は通常, 次の5つを言う。
 - ・「本当にあったことを話してください。」

- ・「質問の意味がわからなかったら、わからないと言ってください。」
- ・「質問の答えを知らなかったら、知らないと言ってください。」
- ・「私（面接者）が間違ったら、間違っているよと教えてください。」
- ・「私（面接者）は何があったかわかりません。あったことを、最初から最後まで全部話してください。」

こういった文言は、より正確に、よりたくさん話すよう子どもを動機づける。約束すれば絶対に大丈夫、というものではないが、予防接種のような働きをする。つまり、出来事についてより正確に、よりたくさん話してもらえる確率を高めるといえる。

3. 次に、話しやすい関係性（ラポールという）をつくる。

たいていは、「何をするのが好き？」などと尋ね、子どもの好きなことを話してもらおう。

「何をするのが好きですか？」

「お友達と遊ぶのが好き」

「じゃ、お友達と遊ぶときのこと、お話しして」

「学校から帰ってきて、近くの〇〇ちゃんの家に行ったりする」

「うん、行って、それからどうするの？」

「えっとね……」

このように話してくれたならば、「今のように話してくれるとよくわかります。今みたいにたくさん話してくださいね」と動機づける。

4. さらに、出来事を思い出して話す練習をする。

司法面接は「いつものこと」や「知っていること」ではなく「何があったか」を話してもらおうことを目指す。そのため、特定の出来事を思い出して話してもらう練習をする。

例えば、次のように報告を求める。

「今日あったことを最初から最後まで思い出して、話してください」

「えー、わかんない」

「そうか、朝起きて一番最初に何をした？」

「トイレに行ったかな」

「そうか、そのあとは？」

「朝ごはん食べた」

「うん、それから？」

「うーんと、学校の準備して、〇〇くんが迎えに来たから、一緒に学校にいて……」

このように話ができるようになってくると、大変よい。日常生活では「最初から最後まで話して、全部話

して」や「それから？」「そのあとは？」というように自由報告を求めることはあまりない。ここで練習をしておかないと、本題でも十分な報告を期待することができない。

5. 本題に入る

準備ができたならば、「今日は何をお話に来ましたか」などのオープン質問により、報告を求める。この質問が抽象的で伝わりにくい場合は、「〇〇さんが、（例えば）学校の先生に、何かお話をしたと聞きました。何があったか話してください」などと、面接者側で把握している客観的情報を踏まえて、誘いかけを行う。

子どもは、もしかすると、すでに学校の先生に対し、「××に蹴飛ばされてアザができた」と話しており、面接者もそのことを知っているかもしれない。しかし、「××に蹴飛ばされてアザができたって聞いたけど、本当？」という質問では、「うん」しか出てこない。誘導されて「うん」と答えたのか、本当にあったことなのか、判別が難しい。

重要なことは、（もしもそれが実際にあったのであれば）本人に話してもらえるように、面接者は、どの情報をどこまで出すか、十分に吟味しておくことである。子どもが話し始めたら、オープン質問を用いて、できるだけたくさん話してもらおう。

6. ブレイク

おおむね聴取できたならば、面接者は短い休み時間（ブレイクをとり）、バックスタッフとさらに聴取すべき情報について確認する。

7. 質 問

面接室に戻ってきた面接者は、子どもがまだ報告していない事柄について、必要に応じてWH質問、クローズド質問を用いながら、話してもらおう。が、その場合も、オープンに戻すように心がける。

・WH質問：（「××が蹴った」がすでに出てきているとして）「××が蹴ったと言ったけれど、××は、どこで蹴った？」（子どもが「運動場」などと答えたならば、「運動場のどこか、もっと詳しく話して」などとさらなる情報を求める）

・クローズド質問：「××は、何か言いましたか？」（子どもが「うん」と言えば、「何で言ったか教えてください」などとさらなる情報を求める）

8. クロージング

クロージングとは、面接を閉じる手続きである。面接者は子どもに感謝し、他に話しておきたいことや質問などを受け、終了する。

司法面接は、典型的には司法や福祉の場面において、事件や事故が疑われる場合に実施される。しかし、同

様の手続きは、学校や施設等での事実確認（事件、事故、いじめ、校則違反、体罰等の疑い等々）にも用いることができる。録画はできなくても、録音があれば「言った」「言わない」の問題を回避できるかもしれない。また、録音ができなくても、面接者の背後に筆記役が座り、質問や応答をできるだけ正確に書き取ることで、二度、三度と面接を繰り返さなくてすむかもしれない。

今回は、世界の司法面接事情について紹介します。

Section 3 世界の司法面接

第1回では事実確認の難しさ、第2回では具体的にどう司法面接を行うかについて紹介しました。第3回では、世界諸国でどのように司法面接が使われているかを紹介することにします。

司法面接の始まり

子どもへの聴取が重要だと認識されるようになった背景には、いくつかの流れがあります。

1つは子どもへの行き過ぎた面接、調査が、実際にはなかった出来事を子どもに語らせることになってしまった、というものです。例えば、1986～1987年に起きたイギリスのクリーブランド事件では、半年という短い期間に125人もの子どもが性的虐待を受けたとされ、家庭から保護されました。親は、自分たちは何もしていないのに子どもが連れ去られたと言います。第三者委員会が調査をしたところ、児童保護にあっていたのは医師とソーシャルワーカーでしたが、その強い「熱意」が誘導・暗示的となり、子どもが誤った報告をしたのであろう、と判断されました。アメリカでも、1980～90年代、幼稚園や保育所で、職員が子どもに虐待したと疑われる事件が相次ぎました。そこでも子どもへの不適切な聞き取りが問題であったとされた事件があり、被疑者・被告人の人権という観点から、子どもから正確に聴取を行うことの必要性が意識されるようになりました。

もう1つは、上の問題と表裏の関係になりますが、子どもへの配慮ということがあります。「真実を明らかにしたい」「子どもを守りたい」という強い思いにより、特定の仮説に基づく面接を繰り返せば、実際に被害にあった子どもはさらに傷つくことになります。実際に事件がなかったのであれば、子どもは偽りの記憶をつくり出し、それもまた子どもに苦痛を与えます。

どちらにおいても正確な情報をできるだけ負担をかけることなく聴取することが重要です。

以下では、世界諸国での司法面接への取り組みを見ていきます。

イギリス

イギリス（イングランドとウェールズ）は、司法面接が法的なシステムに入った最初の国だといってもよいでしょう。1991年に刑事司法法が改正され、刑事事件における「特別措置」、例えば子どもの証人に尋問するときは「かつら」を使わない（イギリスの裁判では法曹がかつらをかぶります）、ラウンドテーブルで行う、証言はビデオを通して別室で行う（ビデオリンク方式）、などの配慮に加えて、子どもの証言をビデオ録画し、主尋問の代わりに用いることが可能になりました（反対尋問は受けなければなりません）。そして、録音録画するのであれば適切な方法が必要である、ということから司法面接の方法が開発され、用いられるようになりました。

最初のガイドラインはいまから四半世紀前、1992年に出されています。当時、対象年齢は通常は14歳未満、性的虐待の場合は16歳未満でした。しかし、その後の改正で対象年齢が引き上げられ、現在は大人でも障害があるなどで繰り返し面接を行うことが困難な場合、同様の措置が可能です。また、近年では、弁護士による反対尋問も録音録画で行われるケースもあるとのこと。主尋問の代わりに録画が再生されることはよくあるようで、ある警察官は、「たまたま法廷に行ったら、自分が実施した面接が再生されていた」と言っていました。

このようにイギリスの司法面接の歴史は長いのですが、面接がうまく行われていないこともあるようです。2014年に出されたガイドラインは、司法面接の手続きを忠実に守っていない面接もあるとし、スキルの習得はもとより面接の計画を重視すること、児童保護サービス（福祉）と警察の連携（ジョイント・インスペクション）を強化する必要性を指摘しています。

イギリスでは、司法面接は、「スイート」とよばれる面接施設で行います（スイートルームのスイート（suite）で、ひと続きの部屋のことを指します）。スイートは警察の建物の中にあるところもありますが、民家を借り切り、各部屋を控室、面接室、モニター室にしているところもあります。かつては、警察官とソーシャルワーカーが2人並んで面接を行っていましたが（ジョイント・インタビュー）、現在は訓練を受けた警察

官が面接者となり、ソーシャルワーカーや他の警察官がそれをモニターするようです。また、近年はまれではありますが、インターメディアリ（仲介者）をおくこともあります。インターメディアリは政府によりトレーニングを受けた専門家で、ちょうど通訳のように、面接者の言葉を子どもにわかるように伝え、面接を支援します（もちろん誘導・暗示のないように注意します）。

アメリカ

アメリカでは州ごとに法律が異なり、司法面接の方法も「〇〇州のガイドライン」のようにバリエーションがあります（とはいえ、一定の構造のもとでオープン質問を用い、自由報告を重視した聴取を行うという点は共通しています）。また、面接は警察や福祉機関が直接行うのではなく、NPOであるチャイルド・アドボカシー・センター（Child Advocacy Center: CAC）で行われることが多いようです。CACは日本語では「子どもアドボカシーセンター」「児童権利擁護センター」などと訳されます。

CACは、病院や自治体からの資金援助を受けて運営される、多機関連携型のワンストップセンターであり、一般的には、医師、臨床心理士、司法面接士、事務員などが常駐ないし臨時で仕事をし、裁判に付き添ったりするボランティアがいたり、地域とのつながりもあつたりします。場所は、ビルの中にあるところもありますし（例えば、オレゴン州のケアズノースウエスト）、軒家を借り受けて（あるいは寄付を受けて）ワンストップセンターとして使用しているところもあります（ルイジアナ州のニューオリンズCAC、ミネソタ州のコーナーハウス、ユタ州の2カ所のチャイルド・ジャスティス・センター（Child Justice Center: CJC）など）。現在、全国に900ものCACがあるとのことで、アラバマ州にはCACの全国組織があります。

CACには、控室、面接室、モニター室のほか、医療的な検査ができる医務室やカウンセリング室もあります。子どもは、例えば警察に付き添われてCACを訪れ、全身的な身体検査を受けたのち（あるいは身体検査が後になることもあります）、司法面接を受け、必要に応じてカウンセリングその他の機会も提供されます。面接は、トレーニングを受けた司法面接士が行い、警察官、検察官、ソーシャルワーカーはバックスタッフとして、これをモニターします。全員が集うことが難しい場合は、週に1回カンファレンスを行い、録画を視聴し、その後の対応を決めるということもあるようです。

他の国々

イギリスは政府が主導的に司法面接を進め、アメリカはNPOが主体となり司法面接を推進しています。他の国々はどうでしょうか。

(1) 北欧の国々

北欧も虐待への対応が進んでいる地域です。例えばノルウェー、スウェーデンなどでは、イギリスと同様、警察官が司法面接を行っています。スウェーデンについては『知的障害・発達障害のある子どもの面接ハンドブック——犯罪・虐待被害が疑われる子どもから話を聴く技術』（明石書店）⁽¹⁾をご覧ください。

(2) イスラエル

アメリカで司法面接の開発にあたった心理学者であるハーシュコヴィツがイスラエルに司法面接を導入し、1995年からは性的虐待に、1998年からは身体的虐待に司法面接が用いられています（現在では、性的な加害が疑われる被疑少年や、知的障害のある被疑者に対しても用いられています）。面接はトレーニングを受けた福祉省の職員が行っています。

(3) オセアニア

オーストラリア、ニュージーランド、香港などは、イギリスとのつながりも強く、イギリス型の司法面接が行われています。しかし、民間による支援もあり、かつて訪問したことのあるメルボルンの施設には、司法面接室のほか、カウンセリング室や医務室も設置されていました。

(4) アジア

台湾、韓国の国々でも司法面接は行われています。韓国では「ひまわり（サンフラワー）」というワンストップセンター、警察病院に付設されたワンストップセンターが各地にあり、被害児童、被害者への支援を行っています。司法面接もその一環として行われ、福祉と警察が実施しています。台湾でも近年、性的虐待防止法が通り、トレーニングを受けた専門家（警察、福祉）が司法面接を行うことになったと聞いています。

以上、私たちが調査を行ったり、訪問したり、トレーニングを受けたことのある機関の情報をまとめました。体制は年々変化しており、いまは昔の部分もあるかもしれません。いずれにしても、司法面接の実施体制はどこが一番、何が一番ということはないのだろう

と思います。政府の後押しも民間の努力も重要であり、福祉と司法が協力し、医療関係者、教育関係者、心理臨床関係者なども巻き込んで、支援・実施体制をつくっていくことが必要だと思います。

今回は、それぞれの専門性がある人たちがどのように協力していけばよいか、考えてみたいと思います。

■ 文献・注

- (1) セーデルボリ, A. 他著 (仲真紀子・山本恒雄監訳, リンデル佐藤良子訳) (2014) 『知的障害・発達障害のある子どもの面接ハンドブック — 犯罪・虐待被害が疑われる子どもから話を聴く技術』明石書店

Section 4

専門家の連携と私たちにできること

司法面接に関するサイナビ!の連載も最終回となりました。今回は司法面接をめぐる専門家の連携、そして広く私たちに何ができるかを考えてみたいと思います。

■ 虐待行為の多重性

厚生労働省の「189 (イチハヤク)」のウェブサイト⁽¹⁾をご覧になったことはあるでしょうか。「こういう疑いがあったら通報・通告を」という主旨で、虐待の定義が書かれています。例えば、

- ・身体的虐待：殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、首を絞める、縄などにより一室に拘束する、など
- ・性的虐待：子どもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触る又は触らせる、ポルノグラフィの被写体にする、など

こういった行為が疑われたならば、「189」に電話をかけます。そうすると、児童相談所が対応します。しかし、項目を見て「これは刑事事件にもなりうるよなあ」と思われた方も多いでしょう。実際、上のような行為は暴行、傷害、矯正わいせつなどにもなりうるものです。そうであれば、児童相談所や市町村の福祉事務所という福祉的アプローチだけでなく、警察・検察による司法的アプローチも必要になってくるでしょう。

■ 連携の難しさ

しかし、近年まで、福祉と司法の連携は必ずしもス

ムズであったとはいえません。福祉的なアプローチの大きな目標は、家族を支援し、家族の機能を高めることにあります。ですから、子どもを殴ってしまった親がいれば、親を指導し、親が殴らないですむように支援を提供します。それでも暴力が止まないのであれば、やむなく子どもを分離し、施設に措置することになります。これに対し、司法アプローチは、まず被疑者に向かいます。父親がやっとなれば父親を、母親がやっとなれば母親を排除する方向で動くでしょう。しかし、家庭は父親、母親を失い、崩壊してしまうかもしれません。福祉と司法のアプローチはときに真逆に働くことがあり、そのためなかなか連携ができなかったということがあります。これは日本に限ったことではありません。第3回で書きましたイギリスで起きたクリーブランド事件でも、福祉と司法の歩調がそろわず、親や子どもに負担がかかるという問題がありました。以降、イギリスでは積極的に連携しようというワーキング・トゥギャザー (協働)・アプローチがとられるようになりました。

ワーキング・トゥギャザーを促す1つの要は、共に事実確認を行うことです。福祉支援で対応するか処罰を考えるか、家族統合を目指すか被疑者排除に向かうか等、対処法に違いはあったとしても、特定の日時・場所で、加害したとされる人と被害を受けたとされる人の間に何があったのか、という事実確認は重要です。子どもにできるだけ負担をかけることなく、より正確な情報をより多く引き出すことは、どのアプローチにとっても欠かすことができません。

以前、私たちの研究室では福祉や司法の専門家を対象に、福祉や司法の協働を阻む要因について、意識調査を行ったことがあります。その結果、「制度やシステムがない」「考え方や方法、立ち位置が異なる」「他の専門組織や専門性に関する知識や理解の不足」「時間、人員、場所等の不足」といった意見が見られました。しかし、平成27年に大きな変化が起きました。

■ 事実確認における連携 — 協同面接

平成27年10月28日、厚生労働省、警察庁、最高検察庁の3つの機関が連携に関して、すばらしい通知を出しました。各機関が繰り返し子どもに事実確認を行った場合、記憶が不正確になるばかりでなく、心理的な負担も高くなる。これを防ぐために三者が協同で事実確認をしましょう、というものです。このような面接を「協同面接」といいます。

上記通知や「児童虐待対応の手引 (平成25年8月

版)⁽²⁾によれば、協同面接として想定されているのはいわゆる司法面接です。つまり、三機関のいずれかが面接者となり、他の機関の専門家はモニター室で面接を支援します。窓口や連携の手続きは各地域で異なり、警察本部が面接をコーディネートしているところもありますし、検察庁、児童相談所がその役割を担っているところもあります。以前は、情報共有が難しい、被害届けが出ないと司法は関われない、などの問題がありました。しかし、近年では、こういった課題は解決されつつあります。

それでも、検察官が面接者でないと裁判の証拠となりにくい、警察・検察が面接者となった面接は捜査上の証拠となり、児童相談所との共有が難しい、などの課題もあります。また、現在のところ、連携が求められている機関は児童相談所、警察、検察の三者ですが、事実確認には医療診断（頭の前から足の先までの身体検査）が有益ですし、面接を見守り、事実を踏まえて子どもを支援する心理臨床や精神医療なども関わることが求められます。法改正も含め、こういったことがらは今後の課題だといえるでしょう。しかし、こういった連携は、子どもを中心に据えた大変有意義な方向性だといえます。

虐待の発見と司法面接の今後

最後に、司法面接に至る前の段階を考えてみましょう。司法面接が行われるには、子どもの申し立てや虐待の疑いに関する情報提供、通告が必要です。読者の皆様は「児童虐待防止法」（児童虐待の防止等に関する法律）⁽³⁾をご覧ください。これはおありでしょうか。

第1回でも触れましたが、同法6条1「児童虐待に係る通告」には、「児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、……市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない」とあります。重要なことは「虐待を受けた児童」ではなく、「児童虐待を受けたと思われる児童」だということです。「疑い」「可能性」でよいのです。

虐待ではないかと感じられたとき、私たちは「いい加減な通告はできない」「確かめなければ」と、根掘り葉掘り尋ねたり、日時・場所を特定しようとしたり、矛盾を追及したくなるかもしれません。しかし、そうすることで子どもの記憶は曖昧になってしまいます。「虐待かな」と感じられたら、「誰が」「どうした」（誰が特定できなくとも）の内容で十分です。あれこれ確認するのではなく、以下の内容を記録しておきましょう

（疑いもち通告する人をA、当該の児童をBとします）。

- ・Aは、何年何月何日、何時頃、どこで、どうして当該児童（B）が虐待を受けていると疑うことになったか
- ・Bが話したり、行動で示したこと（具体的発話や行動）
- ・Aが尋ねたこと、話したこと、行動（できるだけ質問、発話、行動は控えるのがよいのですが、あればその具体的内容）

これらを、できるだけ正確に記録し、情報提供や通告するときに伝えましょう。

子どもが「言わないで」と打ち明けてきた場合は、通告してよいものか、迷われるかもしれません。また、「通告者がわかるのでは」「逆恨みされないか」と不安に思われるかもしれません。しかし、同法には「……守秘義務に関する法律の規定は、……通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない」とあります（6条3）。また、通告を受けた者・機関は「……当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない」ともあります（7条）。子どもは未熟であるから未成年なのです。子どもが「言わないで」「平気」「だいじょうぶ」だと言っても、大人が判断しなければなりません。

さらに、5条は「早期発見の義務」を謳っています。「……学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない」。こういった方々はもとより、私たち誰もが子どもを見守る目を養うことができればと思います。

子どもへの暴力をなくすことは、今現在のみならず、将来の長きにわたってその精神的・身体的健康、社会的適応を助けることになります。個々人が、手を携えて子育てを支援していくことがますます必要になっていると思います。

文献・注

- (1) 厚生労働省「児童相談所全国共通ダイヤルについて」
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/gyakutai/>
- (2) 厚生労働省「子ども虐待対応の手引の改正について ― 子ども虐待対応の手引き（平成25年8月改正版）」
http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/dv/130823-01.html
- (3) 「児童虐待の防止等に関する法律」
<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H12/H12HO082.html> (e-gov)

■ 著 者

仲 真紀子（なか・まきこ）：北海道大学大学院文学研究科教授。主著に『子どもの司法面接 — 考え方・進め方とトレーニング』（有斐閣，2016年，編著），『法と倫理の心理学 — 心理学の知識を裁判に活かす 目撃証言，記憶の回復，子どもの証言』（培風館，2011年），『こころが育つ環境をつくる — 発達心理学からの提言』（新曜社，2014年，共編）など。web サイト（<http://cogpsy.let.hokudai.ac.jp/~nakalab/>）



* サイナビ！（URL 参照）に連載された記事をもとに作成しています。

<http://chitosepress.com/category/psychology-navigation/>

* 記載された内容の著作権等の知的財産権は，著者または著者に権利を許諾した者に帰属します。

* 購入者・利用者は印刷・配布して使用することができます。

* CC BY-ND ライセンスによって許諾されています。ライセンスの内容を知りたい方は <https://creativecommons.org/licenses/by-nd/4.0/deed.ja> でご確認ください。

